

京都市告示第 29 号

京都市里道管理条例第2条の規定に基づき、里道の路線を次のように指定します。

当該里道の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和2年4月1日

京都市長 門川大作

(指定里道)

| 整理<br>番号 | 名 称       | 起<br>終                         | 点<br>点 |
|----------|-----------|--------------------------------|--------|
| 1        | 上鳥羽里5009号 | 南区上鳥羽川端町16番地の1地先<br>同町31番地の2地先 |        |
| 2        | 上鳥羽里5010号 | 南区上鳥羽川端町14番地の3地先<br>同町29番地の2地先 |        |
| 3        | 上鳥羽里5011号 | 南区上鳥羽鍋ヶ淵町21番地地先<br>同町26番地の4地先  |        |
| 4        | 上鳥羽里5012号 | 南区上鳥羽岩ノ本町5番地地先<br>同町3番地の2地先    |        |

(建設局土木管理部道路明示課)